

報道関係各位

件 名 職員の給与改定等について

12月定例会に提出する、飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）、飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）、飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）の改正内容等については、以下のとおりです。

1 一般職職員の給与改定について

（1）概要

国家公務員並びに埼玉県及び近隣市の職員の給与改定状況を勘案し、職員の給与を4月に遡り改定するほか、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるもの。

（2）内容

ア 給料

給料表の水準の引上げ

行政職給料表：表上の改定率	3.08%	（実際の改定率	3.41%
医療職給料表(1)：	//	4.55%	（// 5.50%
医療職給料表(2)：	//	3.15%	（// 3.13%
技能労務職給料表：	//	3.31%	（// 3.34%
企業職給料表(1)：	//	3.08%	（// 3.36%
企業職給料表(2)：	//	3.31%	（// 3.69%

イ 手当

（ア）初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する月額の限度額を31万800円（現行31万円）に引き上げる。

（イ）通勤手当

自動車等の使用距離「10km以上15km未満」から「40km以上」までの区分

を200円から1,500円までの幅で引き上げる。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

年間支給割合を0.05月分引き上げ4.65月分とするため、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当の支給割合を1.275月分、勤勉手当の支給割合を1.075月分とする。

定年前再任用短時間勤務職員にあっては、年間支給割合を0.05月分引き上げ2.45月分とするため、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当の支給割合を0.725月分、勤勉手当の支給割合を0.525月分とする。

また、令和8年度以降の支給割合を均等化するため、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）、勤勉手当の支給割合を1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）とする。

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の期末手当及び勤勉手当の支給割合等

区 分	6月期	12月期	年間支給割合	引上げ割合
現 行	1.25月分 1.05月分 (2.3月分)	1.25月分 1.05月分 (2.3月分)	2.5月分 2.1月分 (4.6月分)	—
令和7年度	1.25月分 1.05月分 (2.3月分)	1.275月分 1.075月分 (2.35月分)	2.525月分 2.125月分 (4.65月分)	0.025月分 0.025月分 (0.05月分)
令和8年度以降	1.2625月分 1.0625月分 (2.325月分)	1.2625月分 1.0625月分 (2.325月分)	2.525月分 2.125月分 (4.65月分)	

各区分における支給割合等について、上段は期末手当、中段は勤勉手当、下段（ ）はそれぞれの合計

(3) 適用期日

上記(2)アの給料、(2)イ(ア)の初任給調整手当及び(イ)の通勤手当については、令和7年4月1日とする。(2)イ(ウ)の期末手当及び勤勉手当の引上げについては、令和7年12月1日とする。ただし、上記(2)イ(ウ)のうち令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定については、令和8年4月1日とする。

2 市議会議員の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

議員の期末手当の年間支給割合を一般職職員の期末手当及び勤勉手当の改定状況等を考慮し、0.05月分引き上げるもの。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ4.65月分とするため、令和7年12月期の期末手当の支給割合を2.35月分（現行2.3月分）とする。

また、令和8年度以降、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ2.325月分とする。

なお、令和7年12月期、令和8年6月期及び同年12月期の期末手当の支給割合については、現行の支給割合（2.3月分）に据え置くものとする。

(3) 適用期日

令和7年12月1日とする。ただし、上記(2)のうち令和8年度以降の支給割合の改定については、令和8年4月1日とする。

3 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給割合を一般職職員の期末手当及び勤勉手当の改定状況等を考慮し、0.05月分引き上げるもの。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ4.65月分とするため、令和7年12月期の期末手当の支給割合を2.35月分（現行2.3月分）とする。

また、令和8年度以降、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ2.325月分とする。

なお、令和7年12月期、令和8年6月期及び同年12月期の期末手当の支給割合については、現行の支給割合（2.3月分）に据え置くものとする。

(3) 適用期日

令和7年12月1日とする。ただし、上記(2)のうち令和8年度以降の支給割合の改定については、令和8年4月1日とする。

4 その他

(1) 一般職職員人件費の補正予算について

給与改定による増額分については、12月補正予算の積算において、人事異動、欠員、育児休業等による影響により、また、総人件費の抑制に努めた結果、当初予算の範囲内となっている。

(2) 今後の総人件費について

緊急財政対策を踏まえ、令和8年度予算編成においては、総人件費の更なる抑制に努めるものとする。

担当者 職員課長 吉田
連絡先 Tel(042)973-2111
内線330